委 員 会 会 議 録

（社）滋賀県トラック協会

会 議 名	第３回 物流ビジョン委員会
開催日時	平成２４年６月１日（金）　１０：３０～１２：１５
開催場所	滋賀県トラック総合会館　２Ｆ「特別会議室」
出 席 者	委員６名、事務局４名

協　　議　　内　　容

定刻１０時３０分より開会。

開会にあたり岡田会長から挨拶があり、続いて、田中委員長から本日の資料１については国交省では審議中であるので、皆さんの意見を取り纏め近ト協を通じて全ト協・国に申し出していきたいと述べ会議に入った。

報告事項

（１）いき過ぎた規制緩和に係るﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟの論点整理について

（２）上記事項に係る検討ポイントにおける意見のとりまとめ

田中委員長から事務局に対し資料１・２の説明を求め、種村専務から資料により説明があった。

① 最低車両台数のあり方について
② 許可の更新制について（意見が全ト協から出ただけで、未だ検討されていない）
③ 退出希望事業者への支援について
④ 適正規模への誘導について
⑤ 運賃料金の規制について
⑥ 事業者の交渉力の向上について

続いて、大橋参事から全国・県内事業者の保有車両台数規模について参考１により説明があった。

田中委員長から特に最低車両台数、許可の更新制を中心にご意見をいただきたいと述べられ、次の発言があった。

・ 昔は地区輸送協議会で承認を得ないと増車ができなかった。
関越自動車道のバス事故はいき過ぎた規制緩和によるものではないか。
安全性を踏まえ許可の更新制が必要ではないか。

・　参考１のように５台割れの事業所は全国ではたくさんある。たとえ、最低車両台数が１０台になっても１０台割れの事業所は現状を見ても廃止させられないのではないか。
　適正な事業を行わせるのであれば許可の更新制が必要である。

続いて、会長から、関越自動車道のバス事故が原因で法整備を業界に義務づけされるのであれば、我々は荷主対策としてチャンスにしないといけない。今、許可の更新制という我々業界の意見を聞くよりも、例えば、バス事故をきっかけに荷主に対し対等な関係を結ぶにはどうすれば良いかを検討した方が良い、と述べられ、次の発言があった。

・　荷主とのパートナーシップも業界に対する規制もＧマークもまさに荷主対策である。
　我々は荷主や荷主団体に働き掛ける必要がある。

・　例えば、労働時間が長いと事故に繋がる。ここを対荷主とのパートナーシップで解決していくようにしないといけない。

・　経済規制など様々な問題がある中で、安全を競うのが我々の規制になっている。

・　いき過ぎた規制緩和の中で、安全が担保されていないのが中小零細企業の現状ではないか。

・　業界では過労や労働時間の問題があるが、その中で安全を第一に考えて対応している。
　荷主は、例えば過労で運送業者が大きな事故を起こしても責任を問われないから、荷主は我々に無理を言ってくる。
　更に荷主は我々に、Ｇマークを取れ、Ｇマークを持っている事業者しか使わないと言っているのが現状である。

会長から、今の意見のように荷主を意識した法律を作ってもらいたい、というような議論をしてほしいと述べられ、続いて次の意見があった。

・　昔と比べると荷主とのパートナーシップが出来てきている。
　デフレ状態で荷主が赤を出してでも商品を売っているので、我々にも協力してほしいと言われている。
　関越道のバスの事故や高速道路での我々同業者の事故をきっかけに業界は緊急に安全対策を広める必要があり、その安全にはコストがかかるということを荷主に訴えるべきである。
　こういった環境づくりをするのが当委員会の仕事であり、荷主に安全対策について考えてもらうようにもっていくべきである。

先日、５年ぶりに近畿運輸局主導で、荷主とのパートナーシップの会議が開かれ、我々は定期的に開催してもらうように申し出を行ったが、今後、安全性やＧマークなど更にアピールしていきたい。また、全国にも我々の活動や安全対策についてもＰＲすべきであると思う。

・　安全対策を踏まえての荷主対策と我々業界の許可更新制についての二本が当委員会の検討事項の柱となるのではないか。

・　安全にはコストがかかることを荷主にアピールすべきである。

との発言があり、最後に会長は、荷主対策としての法整備が必要であり、これをこの委員会で検討すべきであると述べられた。

協議事項

（１）事業許可制度について

上記のとおり先に検討済みであり、この場で改めて検討はされなかった。

（２）燃料サーチャージ制の導入（緊急ガイドライン）について

田中委員長が事務局に説明を求め、大橋参事から資料３により平成２０年３月１４日に出された制度であるが、去る５月１６日に改定された部分は、Ｐ１８の事例集が追記されただけであることを説明した。

会長から、現在はだいぶ燃料価格も下がってきているので今、特に議論する必要がないと述べられた。

次回委員会での検討事項について、田中委員長から、安全性を踏まえた許可の更新制と安全性の問題をいかに荷主にアピールしてくかを検討していきたいので、各委員は次回委員会までに勉強してきてほしいと述べられた。

続いて、事務局大橋参事から事業の更新制について、主観であるがと前置きがあり、資料１にもあるように行政コストがかかることが問題点と記載されている。審査等については恐らく全国の適正化実施機関を使ってくることになると思われる。Ｇマークを持っている事業所は更新を免除され、Ｄ・Ｅランクは更新対策として毎年巡回指導を受けさせ改善し、更新させていくのではないかと考えられると述べた。

続いて、出席委員から事業者の数が増えすぎており過当競争になっている。タクシー業界のように参入規制も必要であるとの発言もあった。

最後に、田中委員長は、我々は圧力団体ではない。荷主とのパートナーシップが必要であることを念頭に今後の委員会を進めていきたいと締めくくられた。

次回委員会開催予定　　平成２４年7月１０日（火）１４時００分～　於：協会